

令和3年第9回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年7月21日（水）午後1時30分

2 場 所 北上市役所本庁舎5階第2会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 高橋 秀和

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館館長 小田嶋 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 小原 昌江

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案3件、協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第25号 北上市文化財保護審議会委員の任命について

議案第26号 北上市立博物館協議会委員の任命について

議案第27号 北上市社会教育委員の任命について

協議第18号 令和4年度から令和6年度まで使用する北上市立中学校教科用図書
の採択について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後1時30分)

教育長

それでは、ただいまから令和3年第9回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたら、お願いします。

(「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第25号「北上市文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長

文化財課長

ただいま上程になりました議案第25号北上市文化財保護審議会

委員の任命について、提案理由を申し上げます。

北上市教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議する文化財保護審議会委員の7人が令和3年7月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として、大石雅之さんを新たに、沼山源喜治さん、照井将さん、大石泰夫さん、中村良幸さん、及川一さん、菊池恭司さんを引き続き任命しようとするものであります。

7人の方々は、それぞれの分野で専門知識をもち活躍されており、人格、識見とも優れた方々であり、いずれも適任と確信しております。

なお、任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2か年であります。

よろしくご審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第25号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より、「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第26号「北上市立博物館協議会委員の任命について」

を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長。

博物館長

ただいま上程になりました議案第26号北上市立博物館協議会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

北上市立博物館協議会委員が令和3年7月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として8名を任命しようとするものであります。

高橋敏紀さん1名にあっては新たに任命しようとするもので、佐藤克英さん、菊池恭司さん、軽石強さん、軽石倫史さん、齋藤佳孝さん、佐藤由紀男さん、八重樫信治さんの7名にあっては、引き続き任命しようとするものであります。

8名の方々は、それぞれ学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者、あるいは学識経験者として活躍されており、人格、識見とも優れた方々であり、適任と確信しております。

なお、任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2カ年であります。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第26号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

博物館長

選任区分は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者と規定されており、今回は、家庭教育関係者の児童生徒保護者団体として北上市PTA連合会からの推薦を受け、委嘱しようとするものであります。

なお、新たな推薦は、年度替わりにおける同会の役員の交代によるものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号「北上市社会教育委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第27号北上市社会教育委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

今年度3名の委員について、委員の推薦を依頼している団体から、新たな委員を推薦していただき、委嘱する予定としておりましたが、令和3年第8回北上市教育委員会定例会において2名の任命についてのみ議決していたので、今回残りの1名を任命するものであります。

北上市自治組織連絡協議会からの推薦で相去地区自治協議会長の及川三男さんを新たに任命しようとするもので、任期は前任者の残任期間の令和4年6月30日までとするものであります。

及川氏は、豊富な経験を有しており、人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第27号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 選任区分のうち、社会教育関係者における自治組織関係者とし

て、北上市自治組織連絡協議会からの推薦により委嘱しようとするものです。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第18号「令和4年度から令和6年度まで使用する北上市立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第18号令和4年度から令和6年度まで使用する北上市立中学校教科用図書の採択について、協議理由を申し上げます。

無償措置法第14条の規定により、令和4年度の教科書については、令和3年度と同一の教科書を採択することとされておりますが、無償措置法施行規則第6条第3号では、教科書が発行されなくなった場合や新たに教科書が発行された場合は採択替えを行うことができると規定されております。

本年度、自由社から社会歴史的分野の教科書が新たに発行されることとなりましたが、令和2年度第10回北上市教育委員会定例会において議決いただきました現在の教科書は、当市の生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得するのに十分な内容であることから、採択替えは行わず、令和3年度と同一の教科書を採択しようとするものであります。

以上、よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよ

うお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第18号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長 令和2年7月22日に現在の教科書を議決いただいた際の採択理由である基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるよう配慮されている点に関し、現在の教科書で十分な指導が可能と判断して採択替えを行わないものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

照井渉委員 今回の様に、一旦採択された期間中に新たな教科書が発行されることは、稀な事例でしょうか。

教育長 お見込みのとおり、稀な事例となります。

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第18号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後1時55分)